

名古屋市 結婚新生活支援事業

結婚新生活を 応援します！

新生活の費用を助成します。名古屋市で2人の新生活をスタートさせよう！

住宅取得費

住宅リフォーム費

住宅賃借費

引越費用

最大
60万円※
助成！

※夫婦等ともに
29歳以下の場合

対象

令和7年1月1日～令和8年3月31日に
婚姻した夫婦又はファミリーシップ宣誓をした方

※婚姻日等における年齢が夫婦等ともに39歳以下であること

※令和6年中の夫婦等の合計所得が500万円未満であること

※夫婦等の双方又は一方が市内の申請に係る住宅に居住していること 等

受付期間

令和7年8月4日～令和8年3月31日

※予算上限に達した場合、受付を終了することがあります。

申請方法

オンライン申請

申請フォームはこちら▶



お問い合わせ

名古屋市結婚新生活支援事業問い合わせ窓口

TEL:052-766-5070 [平日9:00～17:30、土日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く]

E-mail:kekkonshinseikatsu@nagoya758.jp

事業主体

名古屋市



詳しくは市公式サイトをご確認ください▶



名古屋市 結婚新生活支援事業

結婚にかかる経済的な不安を軽減するために、婚姻等を機とした新生活の住まいにかかる費用の一部を助成するものです。

〈令和7年度制度案内〉

対象世帯

以下の要件をすべて満たす世帯

婚姻日等

令和7年**1月1日**～令和8年3月31日の間に新たに婚姻した夫婦又はファミリーシップ宣誓をした方

年齢

婚姻日等における年齢が、夫婦等ともに39歳以下であること

所得

令和6年中の夫婦等の合計所得が500万円未満であること
※貸与型奨学金を返済している場合は、年間返済額を所得から控除できます。

その他

- ・夫婦等の双方又は一方が市内の申請に係る住宅に居住していること
- ・夫婦等ともに過去に同様の補助金を受給していないこと
- ・夫婦等ともに1年以上市内に居住する意思があること 等

対象経費・必要書類

令和7年**4月1日**～令和8年3月31日に支払った費用
※いずれも婚姻等を機とした費用に限ります。



住宅の取得費

戸建住宅等の建物の購入費用

必要書類 住宅の売買契約書等の写し 等



住宅のリフォーム費

修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用

必要書類 リフォームの請負契約書等の写し 等



住宅の賃借費

賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料
(賃料・共益費は3か月上限)

必要書類 賃貸借契約書の写し 等



引越費用

引越業者・運送業者に支払った引越費用

必要書類 領収書等の写し 等

■ 令和7年1月～3月に婚姻等をした方への特例措置

令和7年1月～3月に、賃貸契約時の初期費用や引越費用等を支払った方については、その支払金額内で、賃料・共益費の助成対象月数(3か月)を超えて申請することが可能です。

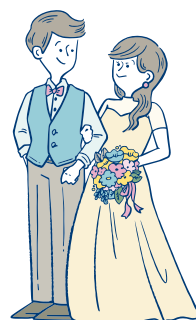
助成額

①夫婦等ともに
29歳以下の世帯

60万円
上限

②①以外の
世帯

30万円
上限



新生活、
助成金を使って
賢くスタート!